

沖縄県では、従業員の賃上げを実施または実施予定の事業者の方々に向けて、新たな融資制度「緊急賃上げ支援資金」を創設し、新たな支援制度をご用意しました。

1 支援制度概要

賃上げを実施または実施予定の方で「緊急賃上げ支援資金」を申し込む方については、令和8年1月1日から令和8年3月31日までに融資実行された場合に限り、国の「重点支援地方交付金」を活用し、信用保証料がゼロとなります。

緊急賃上げ支援資金

融資対象

以下の1、2に該当するもの

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに1人当たり給与等支給額（給与、賞与、労務費に限る）の引き上げを3.0%以上実施又は実施予定のもの
- (2) 賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むもの

融資限度額

3,000万円

融資期間（据置期間）

運転資金：7年（1年）

設備資金：10年（1年）

融資利率

1.50%

保証料率

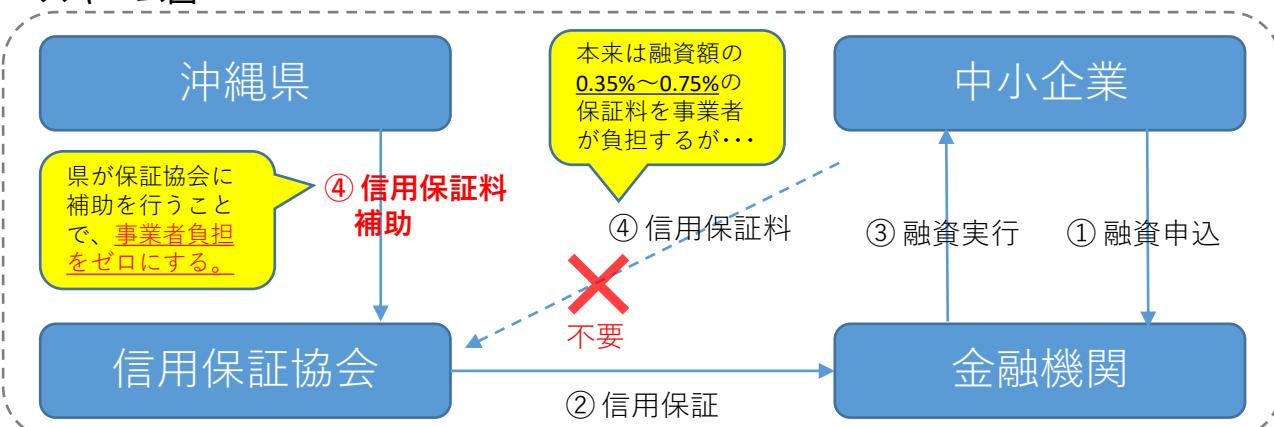
0.00%

→ 令和8年1月1日から令和8年3月31日までに融資実行された場合に限りゼロとする。

申込先

沖縄県融資制度取扱金融機関

2 スキーム図



3 利用方法

「緊急賃上げ支援資金」に該当し、対象期間内にご融資を受けられる方であれば特別な申込み等は必要ありません。信用保証協会が融資実行を確認した後、本支援制度を適用します。